平成 28 年度 社会教育行政の方針

平成28年3月に策定された「隠岐の島町教育大綱」の基本目標、基本方針を根底に置き、心豊かで生きがいのある地域社会の形成を目指し、生涯学習の中心となる社会教育活動の展開を促進し、その活性化を図っていきます。また、住民一人ひとりの自主的な学びと住民の積極的参画による地域活動の活性化を図るための社会教育環境の整備に努めます。

本年度の社会教育行政の取組みは、現代の様々なニーズに応じた学習支援を行えるよう推進体制を充実させるとともに、適切な情報と機会を提供し、住民一人ひとりが生き生きと学習できる環境を整備していきます。これにより、地域が抱える様々な課題に積極的に向き合うことのできる人材を育成し、学びの成果が地域づくりに活かされるしくみづくりをめざします。

また、本町には、世界ジオパークに認定されたかけがえのない自然環境、風土が育んだ悠久の歴史を今に伝える貴重な文化遺産が数多く残っています。これらを守り次の世代に残していくことはもとより、教育や地域振興に積極的に活用していきます。

1. 学びの推進体制づくり

平成28年3月に、本町の教育行政を推進するための基本方針となる「隠岐の島町教育大綱」が策定されました。これを受け、「隠岐の島町生涯学習推進計画」、「隠岐の島町生涯スポーツ推進計画」の見直しを行うと共に、「図書館振興計画」を策定するなど、生涯学習を推進する上での根幹をなす各種計画の整備を図ります。

また、町民と行政が一丸となって生涯学習を推進する体制を強化すると共に、本町の一般行政部局・教育行政部局と生涯学習関連施設が連携し、町民の様々な学習ニーズに柔軟・迅速・的確に対応していきます。

2. 学びの支援体制づくり

(1) 学習環境の整備

①学習の拠点として有効に活用できるよう、生涯学習、社会体育関連施設の整備を

実施します。

②世界ジオパークに認定された貴重な自然環境や歴史、風土によって培われた文化 財等の地域資源を守り、教育や地域振興に積極的に活用していきます。

(2) 学習情報の提供

町広報誌や町放送及びホームページを活用して、学習に必要な各種情報を提供します。

3. 学びの機会づくり

(1) 学習機会と場の提供

町民の学習ニーズを的確に把握し、青少年から高齢者まで、それぞれのライフステージごとに求められる学習、更には、社会問題から地域づくりに至るまで、私たちが抱える多種多様な課題に向き合える適切な学習機会と場の提供を図ります。

(2) 人材の育成・活用

本町の生涯学習推進の役割を担う社会教育主事や派遣社会教育主事を積極的に活用し、社会教育事業を推し進めます。また、引き続き、社会教育主事を養成していくと共に、地域における学習支援者等を育成することにより、住民と行政が一体となった取り組みを展開していきます。

(3) 地域教育力の向上

家庭、学校、地域の連携活動を推進することにより、地域ぐるみで青少年教育に 取り組みます。また、本町の豊かな自然環境や歴史遺産等を有効に活用したふるさ と教育を実施し、心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。

【重 点 施 策】

- 1. 社会教育の振興
 - (1) 隠岐の島町生涯学習推進計画の見直し
 - (2) 家庭、学校、地域の連携による青少年教育事業
 - (3) 地域の資源や人材を活かしたふるさと教育の推進
 - (4) 社会教育関係団体の育成及び活動支援
 - (5) 人権・同和教育の推進

- 2. 社会体育の振興
 - (1) 第2次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の策定
 - (2) スポーツ推進委員等生涯スポーツ推進のための人材育成
 - (3) 社会体育関係団体の活動支援
 - (4) 社会体育施設の整備と有効活用
 - ・屋内温水プール大規模改修工事
 - ・大規模大会等の開催支援(オール西日本大学卓球選手権大会等)
 - (5) 障がい者スポーツの推進
- 3. 文化財の保護と活用
 - (1) 埋蔵文化財の調査と活用
 - ・調査報告書の作成(隠岐国分寺、久見高丸遺跡)
 - ·調查成果活用事業(隱岐国分寺)
 - (2) 無形文化財の調査と保護
 - ・「隠岐の牛突き習俗」調査事業・映像制作事業
 - · 無形文化財保存事業補助金交付事業
 - (3) 古文書等史料の保護と活用
 - · 古文書整理保存事業
 - 古文書研究会活動支援事業
 - (4) 重要文化財等建造物の保護
 - (5) 天然記念物の保護
 - (6) 文化財保護・活用の機運醸成及び普及啓発事業
- 4. 図書館の管理と活用
 - (1) 図書館振興計画の策定
 - (2) 図書館施設の整備 (照明更新事業等)
 - (3) 読書活動の普及推進
 - (4) 各種資料のデジタルアーカイブ事業
- 5. 文化芸術活動の普及推進
 - (1) 文化芸術公演等鑑賞機会の提供(京都大学交響楽団演奏会開催、将棋「棋聖戦」開催支援)
 - (2) 各種文化芸術活動に対する支援